

新型コロナウイルスの感染が疑われる患者さんの 初診時選定療養費徴収のお知らせ

厚生労働省の令和4年10月21日付事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その78）」により、新型コロナウイルスの感染が疑われる患者さんが外来受診した際の選定療養費について、新たな取扱いが示されましたので、当院においても以下の選定療養費の徴収をさせていただきます。

初診時選定療養費 1日につき、7,700円（税込）（令和4年11月14日～）

※ただし、次の方は対象といたしません。

例えば、都道府県の設置する「受診・相談センター」または保健所等が、新型コロナウイルスの感染が疑われる患者に200床以上の医療機関等の発熱外来を案内するとともに、当該医療機関に事前に連絡を実施した場合

その他以下の場合です。

- | | |
|-------------------------------|-------------------------------|
| 1.他の医療機関からの紹介状をお持ちいただいた場合 | 2.救急受診の場合（救急搬送された方、入院となった方等） |
| 3.外来受診後、そのまま入院した場合 | 4.当センターで他の診療科から院内紹介されて受診する場合 |
| 5.生活保護法による医療扶助の対象である場合 | 6.特定疾患、障害などの各種公費負担制度受給対象である場合 |
| 7.災害、労働災害、公務災害、交通事故、自費診療の場合 等 | |

上記の趣旨をご理解いただき、ご協力下さいますようお願いいたします。

令和4年11月7日



岡山医療センター院長

新型コロナウイルスの感染が疑われる患者さんの 時間外選定療養費徴収のお知らせ

当院は、二次救急医療機関とし 24 時間体制で救急患者の受け入れをしています。しかしながら、最近では緊急性の低い患者様の時間外救急受診が増加し、救急担当医を始めとする職員の負担が増大し、救急医療に支障を来しています。

そこで、救急医療の機能向上を目的として、**時間外（「土日祝日の全ての時間」及び「平日の 17 時 15 分～翌朝 8 時 30 分」）**に医師により初診と判断された場合、通常の診療費に加えて「**時間外選定療養費**」をご負担いただいているところです。

今回、昨今の事情を鑑み、新型コロナウイルスの感染が疑われる患者さんにつきましても、ご負担をしていただく運びとなりましたので、お知らせいたします。

時間外選定療養費 1 日につき、7,700 円（税込）（令和 4 年 11 月 14 日～）

※ただし、次の方は対象といたしません。 対象診療科:全診療科（年齢は関係ありません）

◎救急外来を受診するため紹介状（診療情報提供書含む）を持参された方、もしくは紹介医から連絡をいただいた方

◎救急車で来院された方 ◎入院治療が必要となった方

上記の趣旨をご理解いただき、ご協力下さいますようお願いいたします。

令和 4 年 11 月 7 日



岡山医療センター院長